

障発0121第2号
平成26年1月21日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」
の一部改正について

身体障害認定基準については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）
の一部改正について」（平成26年1月21日障発0121第1号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長通知）によりその一部が改正されたことに伴い、今般、「身体障害者手帳
に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日障発
1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の様式第1について、下記
のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱い
につき遺憾なきよう願いたい。

なお、平成26年3月31日までの旧様式については、当分の間、使用することができる。
この場合においては、必要に応じて追記を行う等、適切に取り扱うよう留意されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく
技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

様式第1中、「心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）」について別紙のとお
り改める。

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

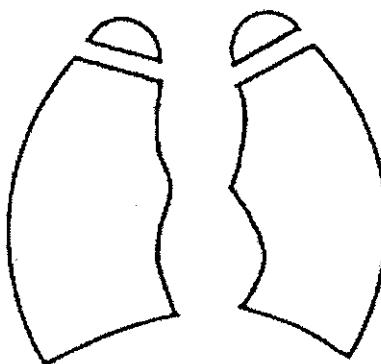
(該当するものを○でかこむこと)

1 臨床所見

- | | | | |
|-----------|-------|------------|------------|
| ア 動 悅 | (有・無) | キ 浮 腫 | (有・無) |
| イ 息 切 れ | (有・無) | ク 心 拍 数 | |
| ウ 呼 吸 困 難 | (有・無) | ケ 脈 拍 数 | |
| エ 胸 痛 | (有・無) | コ 血 圧 | (最大 , 最小) |
| オ 血 痰 | (有・無) | サ 心 音 | |
| カ チアノーゼ | (有・無) | シ その他の臨床所見 | |

ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線所見（ 年 月 日）



心胸比

3 心電図所見（ 年 月 日）

- | | |
|---|-------------------|
| ア 陳 旧 性 心 筋 梗 塞 | (有・無) |
| イ 心 室 負 荷 像 | (有<右室, 左室, 両室>・無) |
| ウ 心 房 負 荷 像 | (有<右房, 左房, 両房>・無) |
| エ 脚 ブ ロ ッ ク | (有・無) |
| オ 完 全 房 室 ブ ロ ッ ク | (有・無) |
| カ 不 完 全 房 室 ブ ロ ッ ク | (有第 度・無) |
| キ 心 房 細 動 (粗 動) | (有・無) |
| ク 期 外 収 縮 | (有・無) |
| ケ S T の 低 下 | (有 mV・無) |
| コ 第 I 誘導, 第 II 誘導及び胸部誘導 (但し
V ₁ を除く) のいずれかの T の逆転 | (有・無) |

サ 運動負荷心電図における S T の

0.1mV以上の低下 (有・無)

シ その他の心電図所見

ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載)

4 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温かな日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。

エ 家庭内での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰返し必要としているもの。

オ 安静時若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰返してアダムスストークス発作がおこるもの。

5 ペースメーカー (有・無)

人工弁移植、弁置換 (有・無)

6 ペースメーカーの適応度 (クラス I . クラス II . クラス III)

7 身体活動能力 (運動強度) (メッツ)